





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年1月31日(水) 号 外(第5号)

■ 目 次

ページ

告 示

○高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための家畜等の移動の禁止の解除(畜産課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第18号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和6年群馬県告示第2号(高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための家畜等の移動等の禁止又は制限)で告示した家畜等の移動の禁止について次のとおり解除する。

令和6年1月31日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除する内容
 - 家畜、その死体及び物品の移動の禁止
- 2 解除する日
 - 令和6年1月31日
- 3 解除する区域
 - 次の図のとおりとする。
- 4 解除する家畜、その死体又は物品の種類
 - (1) 対象となる家畜の種類
 - 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
 - (2) 対象となる死体の種類
 - 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の死体
 - (3) 対象となる物品の種類

高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県農政部畜産課家畜防疫対策室に備え置いて縦覧に供する。

每週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111